

## 国の幼児教育・保育の無償化への対応

本年 10 月からの国の幼児教育・保育の無償化に伴い、次のとおり市の方針を決定します。

### 1 保育料について

三木市は、現在 3～5 歳児の保育料について、国に先がけ無償化を実施しています。本年 10 月からの国の幼児教育・保育の無償化方針に基づき、市は現行の制度を維持しつつ、国の制度が上回る部分については、国の制度に合わせることを前提とした見直しを行います。

《主な施設での国の無償化の例》

利用する施設	利用料の無償化対象		無償化に係る手続き
	0 歳児～2 歳児	満 3 歳 ※1	
幼稚園 認定こども園 (1 号)	—	無償	なし
私立幼稚園 国立大附属幼稚園	—	無償 (月額上限 2.57 万円) ※3	必要
保育所 認定こども園 (2 号・3 号)	市民税非課税世帯のみ無償 ※4	無償	なし
認可外保育施設 ※保育の必要性あり	市民税非課税世帯のみ無償 (月額上限 4.2 万円) ※4	無償 ※5 (月額上限 3.7 万円)	必要

※1 3 歳になった日から最初の 3 月 31 日まで

※2 3 歳になった後最初の 4 月 1 日から小学校就学前までの 3 年間

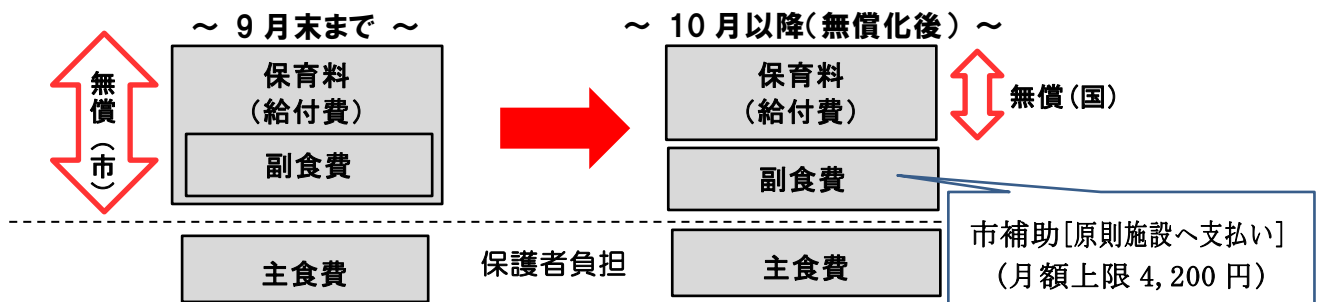
※3 預かり保育利用料を除く(国立大附属幼稚園は、月額上限 0.87 万円)

※4 市民税非課税世帯以外は、市が独自に 50%軽減(認可外保育施設は月額上限 3 万円)

※5 市の独自補助あり(月額上限 4.0 万円)

### 2 副食費について

国の制度改正により実費負担となる 2 号認定子ども (3 歳児以上) の食材料費 (副食費部分) について、三木市が独自に補助を行います。



問い合わせ先 三木市教育委員会教育振興部教育・保育課  
 電話 0794-82-2000 (内線 3541)